

情報サービス・ソフトウェア産業における
下請適正取引等の推進のためのガイドライン

平成19年6月

経済産業省

◆目次◆

1.	本ガイドラインの対象と目的	3
2.	情報サービス・ソフトウェア産業におけるベンダ間の下請取引の適正化	4
2.1.	下請法の概要	4
2.1.1.	目的(第1条)	4
2.1.2.	親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)	4
2.1.3.	下請法上の親事業者の義務と禁止事項(第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条)	6
2.1.4.	親事業者の義務及び禁止事項と調査権(第9条)及び排除措置(第7条)の関係	7
2.2.	情報サービス・ソフトウェア産業の取引における下請法の遵守のための留意点	9
2.2.1.	情報サービス・ソフトウェア産業において下請法の適用を受ける取引について	9
2.2.1.1.	適用対象取引の類型について	10
2.2.1.2.	情報サービス・ソフトウェア業界の取引における契約形態と下請法の適用について	14
2.2.1.3.	個別取引について	15
2.2.1.4.	取引主体と下請法の適用について	18
2.2.2.	下請法上の親事業者の義務に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方	20
2.2.2.1.	書面交付の義務について	20
2.2.2.2.	遅延利息の支払義務	28
2.2.3.	下請法上の親事業者の禁止事項に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方について	28
2.2.3.1.	買ったたきの禁止について	28
2.2.3.2.	受領拒否の禁止について	29
2.2.3.3.	返品禁止について	29
2.2.3.4.	下請代金の減額の禁止について	30
2.2.3.5.	下請代金の支払遅延の禁止について	31
2.2.3.6.	割引困難な手形交付の禁止について	34
2.2.3.7.	不当な経済上の利益の提供要請の禁止について	34
2.2.3.8.	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止について	34
2.2.3.9.	報復処置の禁止について	36
2.2.4.	勧告・罰則などについて	37
3.	望ましい取引慣行に向けた取組	38
3.1.	受発注EDIの活用	38
3.2.	情報サービス・ソフトウェアのユーザとベンダの間取引の適正化	39
3.2.1.	「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」について	39
3.2.2.	「情報システム・モデル取引・契約書」に基づいた契約慣行の推進	39

1. 本ガイドラインの対象と目的

平成19年2月15日、政府において「成長力底上げ戦略」構想がとりまとめられ、翌日16日の経済財政諮問会議に報告され了承された。「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする人材能力、就労機会、中小企業の3つの基盤の向上を図ることを目指しており、当該3本柱の一つ「中小企業底上げ戦略」の中においては、下請適正取引等を推進することとなっている。本ガイドラインは、その一環として、情報サービス・ソフトウェア産業に関するガイドラインとして策定するものである。

情報サービス・ソフトウェア産業は、多重かつ不透明な下請関係が一般化しており、下請取引の適正化は、情報サービス・ソフトウェアの信頼性の向上、下請事業者の活力の維持・成長機会の確保のみならず、業界全体の生産性の向上、ひいてはITを活用するユーザ産業のIT投資効率の向上・生産性向上のためにも重要な課題となっている。

本ガイドラインは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の対象となっているプログラム等の情報成果物作成委託取引等に係る情報サービス・ソフトウェアベンダ間の取引（ハードウェアの製造メーカーが組込ソフトウェアの開発を委託する場合も含む）を中心に関係法令の適用及びその他の取引適正化の取り組みを対象としている。それに加えて、これらの取引に影響を与えるような情報サービス・ソフトウェア産業のユーザとベンダの間の取引に対する関係法令の適用及びその他の取引適正化の取り組みについても考え方を示している。

また、SaaS（Software as a Service）・ASP（Application Service Provider）の広がりといったソフトウェアのサービス化の進展にともない、情報サービス・ソフトウェアの取引は多様化している。このような新しく出現している形態の取引についても適正に行わなければ、ベンチャー企業や中小企業の活力をそぎ、イノベーションを阻害することになる。

したがって、本ガイドラインの考え方をこうした新しい取引形態についても注意深く適用することが求められる。例えば、SaaS・ASPについては、そのサービスの導入支援の役務提供委託取引、保守・運用に係る役務提供委託取引が発生しうるが、それらについては下請法の対象となるため、本ガイドラインにある役務提供委託取引に関する考え方に基づき取引を行うべきである。

本ガイドラインを遵守・必要に応じて見直すことにより、情報サービス・ソフトウェア産業における取引が適正化されるとともに、当産業が経済発展と競争力強化の原動力となることを期待している。

2. 情報サービス・ソフトウェア産業におけるベンダ間の下請取引の適正化

情報サービス・ソフトウェア産業においては、元請企業と下請企業の間で情報成果物の委託取引が一般的に行われており、こうしたプログラム作成等に係る下請取引は下請代金支払遅延等防止法の改正により、平成16年4月から対象に含まれることとなった。こうしたことから、情報サービス・ソフトウェア産業のベンダ間の下請取引については、下請法の遵守の徹底が求められる。

2.1. 下請法の概要

- 下請法の概要について次の事項について説明する。
 - 目的 (2.1.1)
 - 親事業者、下請事業者の定義 (2.1.2)
 - 下請法上の親事業者の義務と禁止事項 (2.1.3)
 - 親事業者の義務及び禁止事項と調査権及び排除措置の関係(2.1.4)

2.1.1. 目的(第1条)

- 下請法の目的は「下請取引の公正化・下請事業者の利益保護」である。

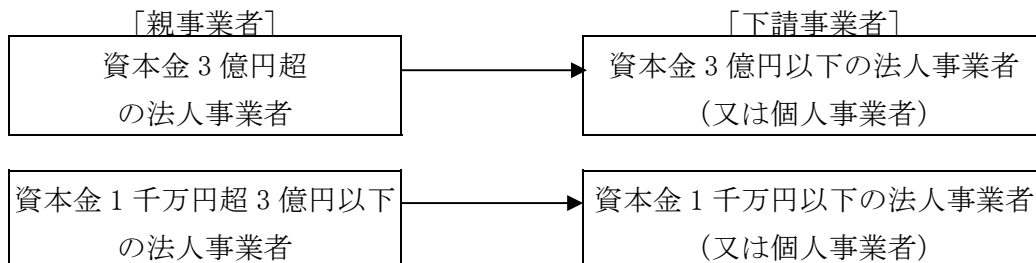
2.1.2. 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)

- 下請法は、適用対象となる取引について、「事業者の資本金規模」と「取引内容」の両側面から定めている。
- 「取引内容」の種類によって「事業者の資本金規模」の基準は異なり、以下の親事業者と下請事業者間の取引に、下請法は適用される。

親事業者と下請事業者の範囲

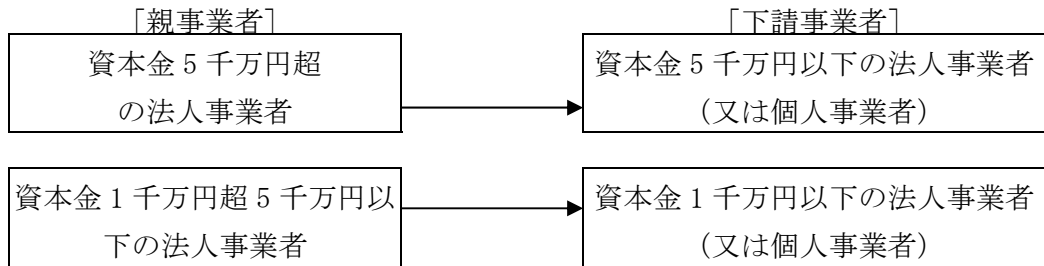
a. 3億円の資本金基準が適用されるもの

- ・ 物品の製造委託・修理委託
- ・ プログラムの作成に係る情報成果物作成委託
- ・ 運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託



b. 5千万円の資本金基準が適用されるもの

- ・ 情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。）
- ・ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）



2.1.3. 下請法上の親事業者の義務と禁止事項(第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条)

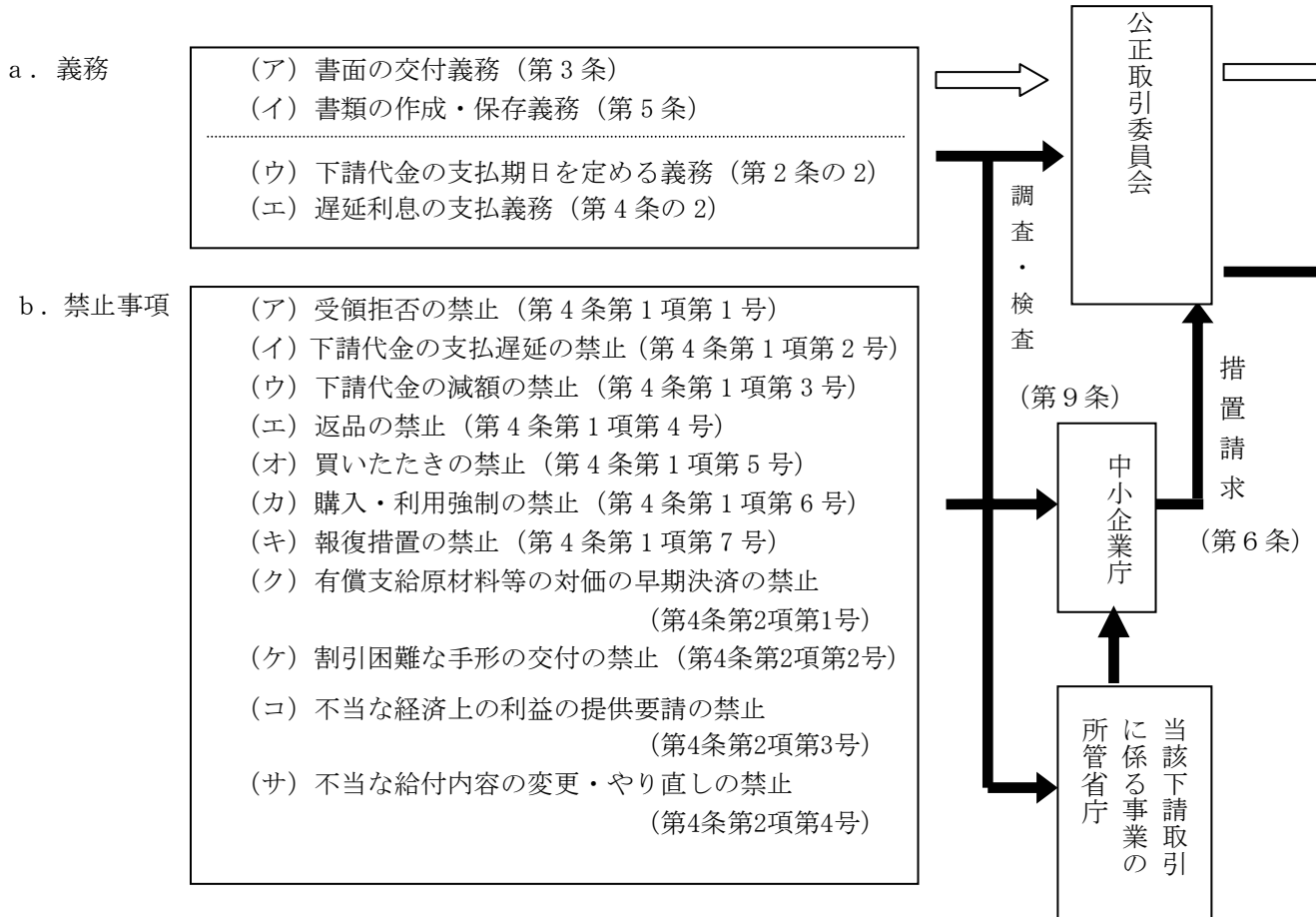
◇親事業者の義務

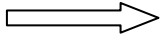
親事業者の義務	概要
・ 書面の交付義務	発注に際して所定の具体的記載事項を記載している書面を下請事業者に交付する義務がある
・ 下請代金の支払期日を定める義務	成果物を受領した日から起算して60日以内、かつできるだけ短い期間内に支払期日を定める義務がある
・ 書類の作成・保存義務	下請取引の具体的内容等を記載した書類を作成し、2年間保存する義務がある
・ 遅延利息の支払い義務	代金を支払期日まで支払わない場合は、受領日から起算して60日を経過した日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある

◇親事業者の禁止事項

親事業者の禁止事項	概要
・ 買ったたきの禁止	著しく低い下請代金を不当に定めることをしてはならない
・ 受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないのに注文した物品などの受領を拒むことをしてはならない
・ 返品禁止	下請事業者に責任がないのに返品してはならない
・ 下請代金の減額の禁止	あらかじめ定めた下請代金を減額してはならない
・ 下請代金の支払い遅延の禁止	物品等の受領日から60日以内に定めた支払期日までに全額支払わなければならない
・ 割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割り引くことが困難であると認められる手形を交付してはならない
・ 購入・利用強制の禁止	親事業者が指定する物や役務を強制的に購入・利用させることをしてはならない
・ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者が負担する必要のない金銭、労務の提供等をさせることをしてはならない
・ 不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせることをしてはならない
・ 報復措置の禁止	違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、取引を停止したりすることをしてはならない
・ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償支給した原材料等について、下請代金の支払い期日より早く、有償支給した原材料等について、その対価を支払わせたり、下請代金から控除、相殺することをしてはならない

2.1.4. 親事業者の義務及び禁止事項と調査権(第9条)及び排除措置(第7条)の関係





ア. 違反したときは 50 万円以下の罰金 (第 10 条)

違反行為に対する勧告措置 (第 7 条)



イ. 下請事業者が被った不利益の原状回復措置

- (ア) 受領拒否…受領するよう勧告
- (イ) 支払遅延…支払うよう勧告
遅延利息 (年 14.6%) を支払うよう勧告
- (ウ) 下請代金の減額…減じた額を支払うよう勧告
- (エ) 返品…返品したものを引き取るよう勧告
- (オ) 買ったとき…下請代金を引き上げるよう勧告
- (カ) 購入・利用強制…購入させた物を引き取るよう勧告
- (キ) 報復措置…不利益な取扱いをやめるよう勧告
- (ク) 早期決済
- (ケ) 割引困難な手形
- (コ) 不当な利益の提供要請
- (サ) 不当なやり直し等

} 下請事業者の利益を保護するために
必要な措置を採るよう勧告

ウ. その他必要な措置 (例)

- 本法遵法管理体制を確立するよう勧告
- 本法遵守マニュアルの作成及び社内に周知徹底するよう勧告
- その他必要な再発防止措置を採るよう勧告

2.2. 情報サービス・ソフトウェア産業の取引における下請法の遵守のための留意点

- 下請法を遵守する上では、自社が行っている取引が下請法の適用対象となるか確認し、適用対象となる場合においては、親事業者は義務と禁止事項を理解した上で取引を行う必要がある。
- したがって、まず、初めに情報サービス・ソフトウェア産業において下請法の適用を受ける取引について 2.2.1 で説明し、次に下請法上の親事業者の義務と禁止事項に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方について、それぞれ 2.2.2 と 2.2.3 で説明することとする。

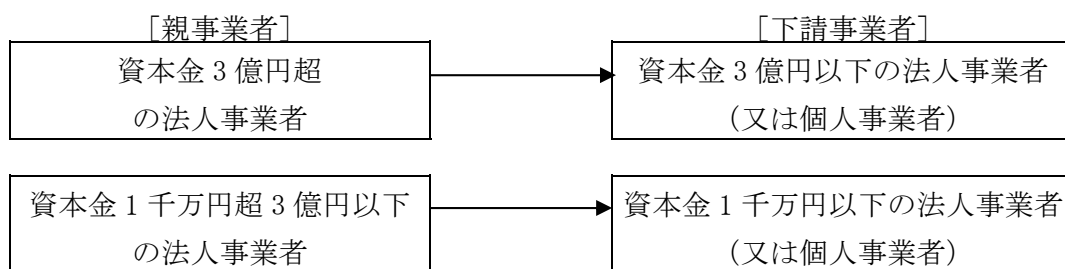
2.2.1. 情報サービス・ソフトウェア産業において下請法の適用を受ける取引について

- 下請法は、適用の対象となる下請取引について、「事業者の資本金規模」と「取引内容」の二つの側面から定めている。
- この2つの条件が両方とも満たされる取引に対して、下請法が適用されることとなる。
- 情報サービス・ソフトウェア産業における取引としては、製造委託、プログラムの作成に係る情報成果物作成委託及び情報処理に係る役務提供委託が行われていると考えられる。これらの取引については、3億円の資本金基準が適用され、それ以外の情報成果物作成委託及び役務提供委託の取引には5千万円の資本金基準が適用される（下図参照）。

親事業者と下請事業者の範囲

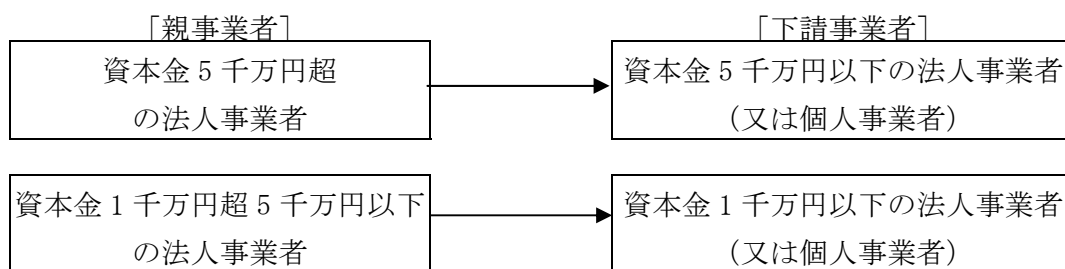
a. 3億円の資本金基準が適用されるもの

- ・ プログラムの作成に係る情報成果物作成委託
- ・ 情報処理及び運送、物品の倉庫における保管に係る役務提供委託
- ・ 物品の製造委託・修理委託



b. 5千万円の資本金基準が適用されるもの

- ・ 情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。）
- ・ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）



- 「プログラムの作成」とは、電子計算機を機能させて、一の結果を得ることができるようにこれに対応する指令を組み合わせたものとして表現したものを作成することをいう。本法では、プログラムの作成に係る情報成果物作成委託に該当するものとして、次のようなものがある。

- ・ プログラム作成に至る情報システムの企画・設計（一部としての要件定義、設計などを含む）
- ・ プログラム作成
- ・ プログラム作成に至るネットワーク構成の設計
- ・ 電気機器の制御等を行うソフトウェア（いわゆる「組込みソフトウェア」）の開発／など

- 「情報処理」とは、電子計算機を用いて、計算、検索等の作業を行うことで、プログラムの作成に該当しないものをいう。例えば、受託計算サービス、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の運用（データ入出力、稼働管理、障害管理、資源管理、セキュリティ管理等）を行うこと等をいう。

- 次に、情報成果物作成委託及び役務提供委託の類型について「2.2.1.1」、個別取引に関する適用について「2.2.1.3」、取引主体と下請法の適用について「2.2.1.4」において説明することとする。

2.2.1.1. 適用対象取引の類型について

- 情報サービス・ソフトウェア産業における取引は、下請法上、「①情報成果物作成委託」、「②役務提供委託」及び「製造委託」に該当する可能性がある。

①情報成果物作成委託（第2条第3項）¹

- ◆ 「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

¹ 下請法第2条第3項

この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

- ① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができ
るように組み合わせられたもの）
例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理シ
ステム
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合によ
り構成されるもの
例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレ
ポート、雑誌広告
- ◆ 「情報成果物作成委託」は、次の3つの類型に分けられる。

（類型1） 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成
の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

- 「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなど
の方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、
物品等の付属品（例：取扱説明書の内容）として提供される場合、制御プログ
ラムとして物品に内蔵される（例：家電製品の制御プログラム）場合、商品の
形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計などを商品に化体して提
供する場合（例：デザイン、設計図）も含まれる。
- 「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること」とは、
情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を
構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者へ委託することをいう。
- 情報成果物の提供が、純粋に無償の場合（例：広告宣伝物、リクルートビデ
オ）には「業として行う提供」には当たらず、類型1には該当しないが、この
場合であっても類型3には該当する可能性がある。

（類型1に該当する例）

- ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するソフトの作成を他のソフトウェ
ア開発業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフト
の一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラ
ムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

（類型2） 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果
物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

(類型2に該当する例)

- ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- いわゆる「組み込みソフトウェア」の開発（工作機械製造業者が、ユーザから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発）をソフトウェア開発業者に委託すること。
- なお、情報成果物の作成においては、情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者へ委託する場合がある。この場合、当該役務は委託事業者が専ら自ら用いる役務であり、他者の用に供する役務と異なるので、本法第2条第4項の「役務提供委託」には該当しない。

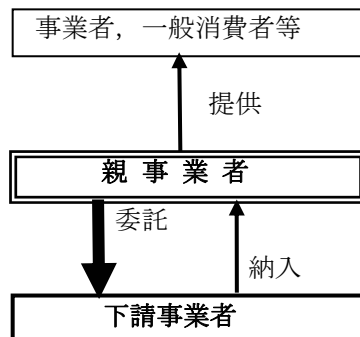
(類型3) 自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。

- 「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物（例：広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホームページ）の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいう。例えば、社内にシステム部門があっても、他の事業者へ作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを自社のシステム部門においては作成していない場合など、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められない。

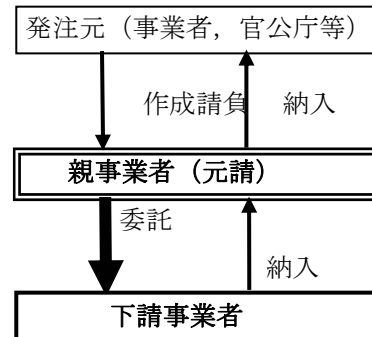
(類型3に該当する例)

- 事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。

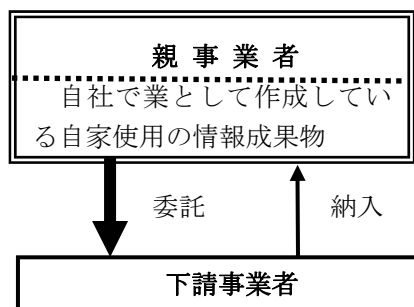
(類型1)



(類型2)



(類型3)



※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

②役務提供委託（第2条第4項）²

◆ 「役務提供委託」の類型は、以下のとおりである。

（類型） 役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

- 「（業として行う）提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない（自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、下請法上の「役務提供委託」には該当しない。）。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断されることとなる。
- 他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば本法の対象とならないが、その役務が他者に販売する物品の一部として提供される場合（例：家電メーカーが販売するソフトウェアに付随して提供するサポートサービス）には対象となる。

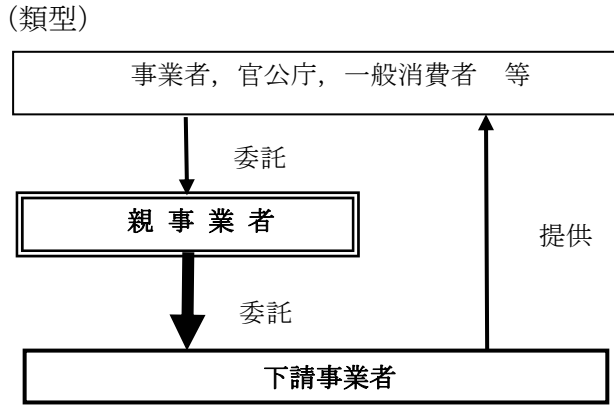
（役務提供委託に該当する例）

- ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。

² 下請法第2条第4項

この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

※ ただし、建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。）を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は本法の対象とはならない。



※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

2.2.1.2. 情報サービス・ソフトウェア業界の取引における契約形態と下請法の適用について

▶ 情報サービス・ソフトウェア産業における取引は、一般的に以下の3つの契約類型で行われる。

【 請負契約 】 受注企業がある仕事を完成させることを約束し、発注企業はその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する契約

【 準委任契約 】 発注企業が一定の業務処理を受注企業に委託し、受注企業がそれを承諾することによって成立する契約

【 派遣契約 】 受注企業が雇用する労働者を、発注企業の指揮命令を受けて、当該発注企業のために労働に従事させる契約

<請負契約と準委任契約について>

◆ 下請法の適用の有無を判断するに当たり、請負契約であるか準委任契約であるかを峻別する必要はない。下請法は、情報成果物作成委託、役務提供委託など委託の内容と資本金基準により判断される。

<派遣契約について>

◆ 「派遣契約」は、「労働者派遣法」の対象となり、委託取引とは異なるので下請法の対象とはならない。

2.2.1.3. 個別取引について

- 情報サービス・ソフトウェア産業において行われる様々な個別取引事例に対して、前述の下請法の対象取引類型がどのように適用されるかについて説明することとする。

○販売目的のソフトウェアのコーディング作業等を業務委託する場合

販売目的のソフトウェアを作成するため、コーディング作業等のシステム開発業務支援に係る恒常的な業務委任契約（特定の情報成果物の作成ではなく、親事業者の社内に常駐して様々な情報成果物の作成業務を行う。）を結ぶ場合

- コーディング作業はソフトウェアの作成行為そのものであり、原則として情報成果物作成委託に当たる。
- なお、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、委託取引とは異なるので本法の対象とならない。
- 発注書面上の「給付の内容」を個別プログラムごとに記載できないという場合には、「システム（ソフトウェア）開発支援業務」等と記載すれば足りるが、この場合には、業務と同時並行的に親事業者のコンピュータに記録されることをもって瞬間に受領が発生しているとみなさざるを得ないので、1ヶ月締切制度の場合には締切後30日以内に支払期日を定める必要がある。

○ソフトウェアを購入した顧客への無償サポートサービスを外注する場合

ソフトウェアを販売する事業者が販売したソフトウェアの無償顧客サポートサービスを他の事業者へ委託する場合

- 顧客に対するサポートサービスの提供は、直接的には無償に見えても対価は当該ソフトウェアの販売価格に含まれていると考えられるので、サポートサービスを他の事業者へ委託することは役務提供委託に該当する。

○自社のホームページや自社用ソフトの作成作業の一部を外注する場合

自社のホームページや自社で使用するソフトウェアを自社で作成している企業が当該作業の一部の作成を外注したり、専門のシステム開発会社の人に来てもらって社内で作成する場合

- 通常、ホームページは自社の宣伝のために使用するものであるため、自ら使用する情報成果物に当たり、一部を自社で作成しているのだから情報成果物作成委託に該当すると思われるが、当該外注部分について自社で作成する能力がないような場合には、他の事業者へ作成を委託しても情報成果物作成委託に該当しない。ただし、ホームページ上で有償で提供するコンテンツ（画像等）の作成を他の事業者へ委託する場合には、当該コンテンツは業として提供を行う情報成果物であることから、

情報成果物作成委託に該当する。

- なお、前述の通り、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、委託取引とは異なるので本法の対象とはならない。

○ソフトウェアで使用されている言語の翻訳を外注する

海外で販売しているアプリケーションソフトを国内向けに販売する場合において、当該アプリケーションソフト内で使用されている言語を日本語に翻訳する業務を外注する場合

- 翻訳文書は情報成果物であり、また、当該翻訳文書はアプリケーションソフトを構成することとなる情報成果物であるので、情報成果物作成委託に該当する。

○説明書などの印刷を外注する場合

情報サービス事業者がシステムの説明書などの印刷を外部委託する場合

- 納入物(又は成果物)の一部として提供される説明書などの印刷を委託することは、製造委託に該当し、下請法の対象となる。

○個別業務を組み合わせて一括取引する場合

プログラムの作成に至る情報システムの企画・設計、プログラムの作成等の個別業務を組み合わせて一括して取引する場合

- 個別業務を一括して委託する場合、いずれかの委託だけが下請法の対象となる場合があり得るが、これらが一体不可分の取引として委託する場合には、いずれかが該当すれば、当該取引は下請法の対象となる。

○データベース作成を委託する場合

プログラムに係る情報成果物作成委託、その他の情報成果物作成委託、役務提供(情報処理)委託といった下請法上の様々な取引の性質を有するデータベース作成委託を行う場合

- 1) データベースの制作過程のデータの体系的構成、データ入力手法、データ検索手法、データ出力手法等の設計あるいは開発は、情報成果物(プログラム)作成委託に該当すると考えられる。
- 2) データ入力画面、データ検索画面、ディスプレイ出力画面、印刷出力帳票等の設計のみの委託は、情報成果物(文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの)作成委託に該当すると考えられるが、その設計内容を、データベースプログラムを用いて、ユーザが使用可能なアプリケーションとして完成させる作業まで含めて委託する場合には、情報成果物(プログラム)作成委託に該当すると考えられる。

- 3) 既に使用可能となっている画面等を用いてのデータの inputs は、情報成果物作成委託には該当せず、役務提供（情報処理）委託に該当すると考えられる。
- したがって、「データベース作成」という表現は、通常の場合、1) と 2) をまとめたいわゆる「開発」か、あるいは 3) のみのいわゆる「入力」かいずれかに用いられるので、前者の場合は情報成果物（プログラム）作成委託、後者の場合は役務提供（情報処理）委託に該当すると考えられる。

○情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合

取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託を併せて行うといった情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合

- 「3 億円又は 1 千万円」の資本金基準を用いる取引（製造委託、修理委託並びにプログラムの作成に係る情報成果物作成委託及び情報処理に係る役務提供委託）と「5 千万円又は 1 千万円」の資本金基準を用いる取引（プログラムの作成以外の情報成果物作成委託並びに運送、物品の倉庫における保管、及び情報処理以外の役務提供委託）が同時に発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、親事業者と下請事業者の資本金額によっては、一方の取引だけが本法の対象となるということがあり得る。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、いずれかの資本金基準に該当すれば、当該取引は一体として本法の対象となる。

○SaaS・ASP等のサービス提供形態に係る取引の場合

昨今、ブロードバンドの普及等を背景として、いわゆる SaaS (Software as a Service) ・ASP(Application Service Provider)といわれる、財務管理、販売管理、顧客管理等の情報サービスをインターネット等を経由して提供する形態の取引が増えつつある。こうしたサービス提供に係る取引を行った場合。

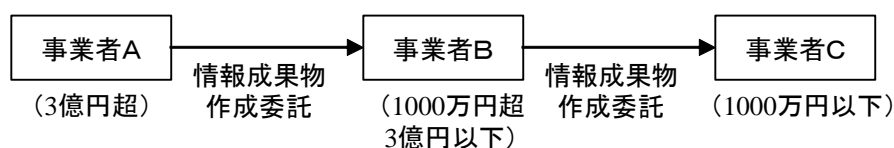
- 一般に、これらの取引はサービスの利用契約とカスタマイズ・メンテナンス等の契約から構成され、それぞれの契約について再委託契約が結ばれることが考えられる。これらのサービス提供形態に係る委託取引についても、本ガイドラインの考え方に照らして、下請法の適用の有無の検討も含めて取引の適正化に取り組むことが必要である。

2.2.1.4. 取引主体と下請法の適用について

- 取引を行う主体の相違によりどのように下請法が適用されるかについて述べる。

○下請事業者と孫請事業者間の取引への下請法の適用について

- 下請法は、委託取引において資本金区分を満たす発注者を親事業者とし、受注者を下請事業者と捉えるので、受注者から更に孫請事業者に委託するような場合も、委託の内容と資本金区分を満たすのであれば、下請法の対象となる。
- 下記のような場合、AB間の取引では、Aが親事業者、Bが下請事業者となり、BC間の取引では、Bが親事業者、Cが下請事業者となる。



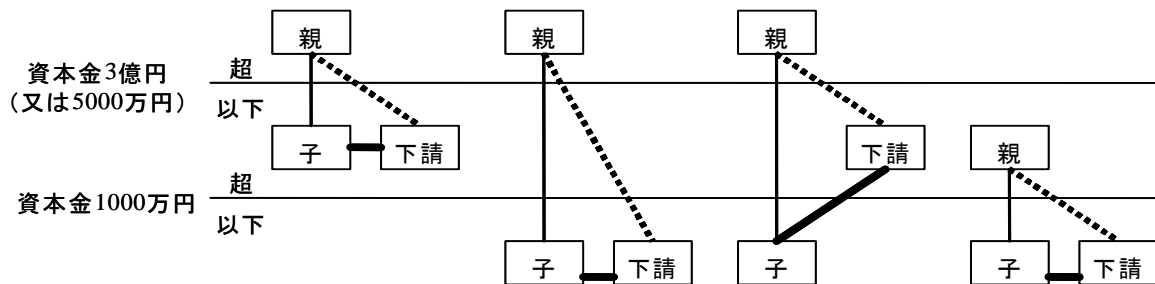
○資本関係のある親子会社間の取引への下請法の適用について

- 親子会社間の取引であっても本法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。

○トンネル会社を設立した場合の下請法の適用について

資本金の大きい親会社が、小さい資本金で子会社を設立し、その子会社を発注者として取引をした場合

- 「直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が3億円（又は5千万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等設立し、この子会社が発注者となって委託を行い、本法の規制を免れる」というような脱法的行為を封ずるために、次に掲げる2つの要件を共に充足しているときは、その子会社等が親事業者とみなされ、本法が適用される。
 - (ア) 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合。）。
 - (イ) 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合。）。
- これらの下請取引においては、資本金が3億円（5千万円又は1千万円）以下であっても子会社が親事業者とみなされ、本法の適用を受ける。



- 親 : 情報成果物作成の発注者となる親会社
- 子 : 上記の2つの要件を満たす子会社
- 下請 : 情報成果物作成の受注者となる下請事業者
- : 下請法の適用を受けることになる情報成果物作成委託
- : 親会社が情報成果物作成委託を行う本来の関係

○財団法人、社団法人等の公益法人の取引への下請法の適用について

- 公益法人であっても出資があれば本法の対象となるが、出資がなければ対象とはならない。

○発注時は下請法の適用外であったにもかかわらず、合併、分割等により下請法の適用対象となった場合における適用時点の考え方

- 合併、分割等により下請法の適用対象となって以降に発注した委託取引については、下請法が適用されることとなる。

○海外の企業と取引を行う場合の下請法の適用について

- 下請法は、国内において受発注行為が行なわれる取引を対象とし、海外にある取引先に委託するような場合は下請法の対象とはならない。
- なお、外資系企業であっても、国内において受発注行為が行なわれる取引を行っているのであれば、それが資本金要件等を満たせば下請法の対象になる。

○取引相手が下請事業者となるか否かの把握について

- 下請法に違反することのないよう、親事業者となり得る者は、取引先の資本金を確認し、下請法対象取引かどうか把握しておく必要がある。

2.2.2. 下請法上の親事業者の義務に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方

- 下請法上、親事業者には次の義務が課せられている。
 - ・ 書面の交付義務 (2.2.2.1)
 - ・ 下請代金の支払期日を定める義務(2.2.2.1.6)
 - ・ 書類の作成・保存義務(2.2.2.1.7)
 - ・ 遅延利息の支払義務(2.2.2.2)
- これらの親事業者の義務が情報サービス・ソフトウェア産業の取引においてどのように適用されるのかについて説明することとする。

2.2.2.1. 書面交付の義務について

- 書面交付の義務を遵守する上では、親事業者は、発注に際して書面に具体的記載事項をすべて記載し直ちに下請事業者に交付することが必要である。
- 以下、発注書面の記載方法について 2.2.2.1.1 において、書面の交付方法について 2.2.2.1.5 において説明することとする

2.2.2.1.1. 発注書面の記載方法について

- 発注書面は 2.2.2.1.2 の記載事項が全て記載されている必要がある。
- ただし、2.2.2.1.3 の発注書面の記載事項の例外に該当する場合は下請法上問題にならない。なお、2.2.2.1.4 の場合は例外とならない。

○ 書面交付については発注の都度必要

- 下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間など）が一定している場合には、これらの事項に関しては予め書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載は不要となる。この場合は、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければならない。

なお、通知した書面については、新たな通知が行われるまでの期間は有効とすることができる。この場合、通知書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨を明記する必要がある。また、親事業者は下請事業者に対して、年に1回、社内の購買・外注担当者に対し、通知した書面に記載されている内容について周知徹底を図ることが望まれる。

2.2.2.1.2. 発注書面の記載事項について

- 親事業者が下請事業者に発注に際して交付すべき発注書面には、次の具体的記載事項がすべて記載されている必要がある。

【書面に記載する必要がある具体的事項】—情報成果物作成委託の場合

1. 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2. 情報成果物作成委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容（注1）
4. 下請事業者の給付を受領する期日
5. 下請事業者の給付を受領する場所
6. 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
7. 下請代金の額（注2）
8. 下請代金の支払期日
9. 手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
10. 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
11. 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

注1：給付の内容としては、「品目」「品種」「数量」「規格」「仕様」等がある。また、情報成果物作成の過程において、下請事業者の知的財産権が発生するような場合がある。このとき親事業者が情報成果物を提出させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を譲渡・許諾させることを含んで発注するような場合は、その旨を発注書面に記載する給付の内容に明記する必要がある。

注2：下請代金の額を、以下のように算定方法により記載することも可能である。

$$\begin{aligned} & A \text{ ランクの技術者の時間あたり単価〇円} \times \text{当該技術者の所要時間数} \\ & + B \text{ ランクの技術者の時間あたり単価〇円} \times \text{当該技術者の所要時間数} \\ & + C \text{ ランクの技術者の時間あたり単価〇円} \times \text{当該技術者の所要時間数} \\ & + \text{下請事業者が作成に要した実費（交通費、〇費、〇費）} \end{aligned}$$

○発注書面の記載事項に求められる具体性

情報成果物作成委託において発注時点では発注内容の全てを書面に記載することは不可能なケースがあるところ、こうしたケースにおいて発注書面に記載することが求められる具体性について

- 下請事業者が発注書面をみて「給付の内容」を概ね理解できる程度に記載することが必要になる。
- また、親事業者にとってみても、発注書面での「給付の内容」の記載は、下請事業者に対してやり直しなどを求める根拠ともなるので、必要な限り明確に記載することが望ましいといえる。

2.2.2.1.3. 発注書面の記載事項の例外

○記載事項の例外が認められる場合について

- 前述の記載すべき事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由がある事項がある場合は、当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付することが認められる。ただし、記載しなかった事項の内容が定められた後、直ちに当該事項を記載した書面を交付する必要がある。

→ 発注書面に記載できない「正当な理由」があれば、それ以外の事項を記載した書面（当初書面）を交付することが認められる。ただし、この場合、記載できない事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない。

「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由である。具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には、「正当な理由がある」とは判断されない。

当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要がある。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要があり、この場合、例えば、「本文書は〇年〇月〇日付けの〇〇文書の補充書面である。」と記載したりする等、当初書面の内容を補充する書面であることが分かればよく、書式・内容は問わない。

○ユーザが仕様を確定せず、発注書面に記載すべき内容が確定しない場合の書面の記載方法

最終ユーザの仕様が確定せず、委託した時点では、発注書面に記載すべき委託内容を決定することができない場合の書面の記載方法

- 発注書面の具体的記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、その事項を発注書面に記載せずに、それ以外の事項を記載した書面（以下「当初書面」という。）を交付することが認められている。
- この場合、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない。
- この場合、「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記述する必要がある。

【例】

- ①「〇月〇日まで」
具体的であり認められる
- ②「発注日から〇日以内」

具体的であり認められる

③「納入日まで」

本当に納入日まで決まらないのであれば認められるが、そのような実態がない場合は認められない。また、当初書面において納入日を記載していない場合には認められない。

④「納入月まで」

具体的な日を特定していないので、認められない。

なお、すべての委託について一律の記載をすることは、真に一律の時期に特定可能となるということであれば可能であるが、通常は認められない。

書面に記載する時点で合理的に予測できる期日を記載する必要があるが、結果的に「予定期日」が守られなくても、直ちに本法上問題となるものではない。

- 当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面（以下「補充書面」という。）を交付する必要がある、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

○発注書面に下請代金の額に代えて下請代金の算定方法を記載する際の留意点

- 算定方法は、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合であって、算定方法の形であれば正式単価として記載できる場合に使用することができる。ただし、①算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、②算定方法を定めた書面と発注書面とが別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要がある、また、③下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者に対して書面にて通知しておく必要がある。
- ここで、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情とは、例えば、プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準毎の作業時間に応じて代金が支払われる場合、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等である。

○仮単価の扱い

- 試作品の製造を委託する場合など、発注書面に下請代金を確定金額として記載できない事情がある場合には、仮単価を設定することが認められる。ただし、その場合、仮単価を書いた場合であっても正式な単価が記載されたことにならないので、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し、単価が決定した後は直ちに補充書面を交付しなければならない。

○交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払う場合の発注書面の記載方法

交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしており、委託代金が発注時点で確定できない場合の委託金額の記載方法

- 交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしている場合、3条書面には交通費等諸経費を含まない段階における下請代金の額と、交通費等の諸経費は親事業者が負担する旨（例えば「代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、〇〇費、〇〇費の実費を加えた額を支払います。」等）を明記しなくてはならない。

○EDIにより発注する場合の留意点

- EDIにより発注する場合、3条規則に定める事項のうち、システム的に文字を入力・送信することが困難な場合において、記号（パターンコード）化する場合の留意点
- システム上、単価欄を空欄で発注することはできないようになっているが、実際の単価ではないことを明記した上で、「0円」と表記して発注する場合の留意点

- それぞれの事項においてそれぞれの記号が何を意味するのか（パターンコードの情報）をあらかじめ下請事業者へ文書（又は電磁的方法）で通知しておけば、記号を使用することも可能である。
- また、下請事業者と十分協議を行い、0円が実際の単価を意味していないことを明示した上で発注することは問題ない。
- なお、これが可能なのは、発注書面に下請代金を確定金額として記載できない事情がある場合であり、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し、単価が決定した後は直ちに補充書面を交付しなければならない。

○知的財産権を譲渡させる場合の発注書面の記載方法

委託した情報成果物に関して下請事業者へ知的財産権が発生し、当該知的財産権を譲渡させる場合における発注書面の記載方法

- 委託した給付の内容に含んで知的財産権を譲渡・許諾させる場合には、知的財産権の譲渡対価を含んだ下請代金の額を下請事業者と十分な協議の上で設定して、発注書面にその旨記載する必要がある。

2.2.2.1.4. 発注書面の記載事項の例外とならない場合について

○ユーザから支払いを受ける額が未確定であることを理由に、下請代金の決定をユーザの支払額確定後にする場合

下請事業者へ委託する給付の内容は定まっているものの、ユーザ側の都合により、ユーザへの引渡代金は定まっていない場合において、ユーザへの引渡代金が定まった後で下請代金を決定する場合

- ▶ 下請事業者への代金の支払は親事業者が責任を負うべきものであり、ユーザへの引渡代金が未定であることは理由にならない。
- ▶ ユーザへの引渡代金の決定時期にかかわらず、発注時に下請代金の額を決定し、納品後 60 日までに定めた支払期日に下請代金を支払う必要がある。

2.2.2.1.5. 書面の交付方法について

○交付する書面の様式（契約書、発注書、伝票）について

- ▶ 必要事項がすべて記載されているのであれば、発注書、伝票、契約書など書面の名称、様式は問わず、下請法第 3 条で交付が義務付けられている書面（3 条書面）とすることが可能である。
- ▶ なお、3 条書面として契約書を交付することを予定していた場合であっても、契約を締結するまでに日数を要するときは、直ちに書面を交付する義務に違反することとなるので、発注後、直ちに、契約書とは別に必要事項を記載した書面（これが 3 条書面となる。）を交付する必要がある。

○書面の交付手段

- ▶ 3 条書面を交付するに当たっては、電子メールや FAX による交付も認められている。ただし、電子メールやウェブ等の電磁的方法によって書面を交付する場合には、以下のような点に留意する必要がある。

◇下請事業者の承諾が必要

親事業者は、あらかじめ、下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類（電子メール、ウェブ等）及び内容（Word98、一太郎バージョン 8 以上などファイルへの記録方法）を示して、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

◇電磁的記録の提供の時点に注意が必要

電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合には、下請事業者が当該メールを受信し、下請事業者のファイルに記録していることが必要で、メールボックスに送信しただけでは提供したことにはならない。また、ウェブのホームページを閲覧させる場合には、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような方策等の対応が必要となる。

◇開発費用などを下請事業者に負わせることは下請法に抵触するおそれあり

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請代金から減額するなどして下請事業者に負担させることは、下請法に違反するおそれがある。

○電話など書面による発注によらない場合について

- 情報サービス関連業務における契約なしの涉外対応サービスで、書面を交付しては対応できない場合がある。このような場合であっても、電話で発注内容を連絡しただけで、発注書面を交付しない場合は、書面の交付義務違反となる。緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要がある。
- この場合、直ちに発注書面を交付しなければならない。

2.2.2.1.6. 支払期日を定める義務について

○支払期日について

- 下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を、物品等を受領した日から起算して60日以内で、できる限り短い期間内で定める必要がある。

2.2.2.1.7. 書類の作成・保存義務

○親事業者が保存する書類に記載すべき事項と保存期間

給付の内容、下請代金の額等について記載すべき書類の具体的記載事項と保存期間について

- 親事業者が取引の内容について記載した書類を作成し保存する際に、記載すべき事項は以下の通りである。また、作成した書類は2年間保存する義務がある。

【最低限記載し保存する必要がある具体的事項】

1. 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2. 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容
4. 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、提供される期日・期間）
5. 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、提供された日・期間）
6. 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
7. 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
8. 下請代金の額（注1）
9. 下請代金の支払期日
10. 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由（注2）
11. 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
12. 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
13. 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払

を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日

14. 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
15. 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
16. 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

注 1：下請代金の額を算定方式で記載した場合は、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなくてはならない。

注 2：下請代金の額を算定方式で記載した場合、その算定方法に変更があった場合は、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

○電磁的記録の作成、保存について

- 下請取引の経緯に係る電磁的記録を作成・保存する場合には、公正取引委員会等の検査に当たって、その内容が容易に確認できるようにするため、以下の要件を満たす必要がある（5条規則第2条第3項）。
- ○記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できること。
- ○必要に応じて電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に出力することができること。
- ○下請事業者の名称等や範囲指定した発注日により、電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能を有していること。

○給付内容が徐々に確定して行く場合における書類の記録

親事業者と下請事業者が個々に打ち合わせしながら給付内容を確定していく場合における書類の作成について

- 個々の作業指示や仕様の詳細化の過程をすべて記載する必要はないが、少なくともそれにより下請事業者の下請代金の設定時には想定していないような新たな費用が発生する場合には、その旨記載し保存する必要がある。

2.2.2.2. 遅延利息の支払義務

遅延利息支払義務の発生時期と支払うべき額について。

- 遅延利息は、物品等を受領した日（役務提供の委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60 日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間について、その日数に応じて当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額となる。

2.2.3. 下請法上の親事業者の禁止事項に係る情報サービス・ソフトウェア産業の取引における考え方について

- 下請法上、親事業者には次の禁止事項が課せられている。
 - ・ 買ったたきの禁止 (2.2.3.1)
 - ・ 受領拒否の禁止 (2.2.3.2)
 - ・ 返品 of 禁止 (2.2.3.3)
 - ・ 下請代金の減額の禁止 (2.2.3.4)
 - ・ 下請代金の支払遅延の禁止 (2.2.3.5)
 - ・ 割引困難な手形交付の禁止 (2.2.3.6)
 - ・ 購入・利用強制の禁止
 - ・ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (2.2.3.7)
 - ・ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (2.2.3.8)
 - ・ 報復措置の禁止 (2.2.3.9)
 - ・ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- これらの親事業者の禁止事項が情報サービス・ソフトウェア産業の取引においてどのように適用されるのかについて説明することとする。

2.2.3.1. 買ったたきの禁止について

○決算対策のために発注単価を一律に引き下げた場合

- 個別の発注内容の違いを考慮することなく、すべての発注内容について一律に一定比率で引き下げた単価で発注を行った場合は、買ったたきとして下請法違反となるおそれがある。

○ユーザとの取引価格が制約となるため下請事業者に指値注文を行う場合

ユーザが示すトータル作成費用を勘案して、下請事業者に払う代金を指値で注文をした場合

- 親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値によって、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買ったたきとして、下請法上違反となるおそれがある。
- 下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方

の納得のいく額とすることが必要である。

○作成する情報成果物に関する知的財産権の譲渡対価の設定について

- 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に通常支払われる対価より著しく低い額を定めることは買いたたきに該当する。

○見積後に作業内容が大幅に増加した場合において再見積をせず発注する場合

作業内容を下請事業者に提示し、見積を出してもらった後、作業内容の変更により当初の予定を大幅に上回るようになってしまった場合において、見積書を取り直さずに発注する場合

- 当初の見積価格から作業内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定める場合には買いたたきに該当する。したがって、下請事業者からの申し出のあるなしにかかわらず、必ず再見積を取り単価の見直しを行う必要がある。

2.2.3.2. 受領拒否の禁止について

○ユーザから急なキャンセルを受けた場合において、すでに下請事業者が発注した情報成果物について求められる対応

ユーザからのキャンセルを理由として、発注の取り消し（契約解除）をして、給付の目的物を受領しない場合は受領拒否に該当することになる。

○役務提供委託における契約期間中の契約打ち切りに関する考え方

- 役務提供委託の場合は、下請事業者の給付を受領するという概念がないため、受領拒否には該当しないが、下請事業者が要した費用を負担せずに契約を打ち切ることとは、「不当な給付内容の変更」に該当する。

2.2.3.3. 返品禁止について

○下請事業者からの納入品に瑕疵があった場合の受領後6ヶ月以内の返品について

- 親事業者が受入検査を行い、いったん合格品として取り扱ったもののうち、直ちに発見することができない瑕疵があったものについては、受領後6ヶ月以内であれば返品することができる。しかし、受入検査の結果、不良品とされたものは速やかに返品すべきで、返品せずそのまま放置しておけば6ヶ月以内の返品でも下請法違反となる。
- また、親事業者が下請事業者に検査を文書で委任している場合、直ちに発見することのできない瑕疵や明らかな検査ミスのあるときは受領後6ヶ月以内であれば返品を許される。

2.2.3.4. 下請代金の減額の禁止について

○下請代金の支払を手形で行っている場合に、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う際、手形割引料相当分を減額する場合

- 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に親事業者の短期調達金利相当額を超えて減額すれば、その超過分は下請代金の減額として下請法違反となる。
- なお、一時的にではなく常に現金で支払うという場合には、支払手段を現金払いとして発注書面を交付する必要があるが、この場合において、発注書面に記載した下請代金の額から割引料相当額を差し引くことは下請代金の減額として下請法違反となるので、これに見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要がある。

○下請事業者の了解を得た上で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引いて支払う場合

- 発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことは認められている。

○単価改定の遡及適用についての注意点

- 単価の引下げについて合意した日（合意日）と新単価の適用を開始することとした日（単価改定日）が異なる場合には、合意したからといって単価改定日より前の発注について新単価を適用すると、下請代金の減額に該当する。新単価適用時期について下請事業者と合意が成立していることは下請代金の減額を正当化する理由とはならない。
- また、下請事業者から見積書が出されただけでは合意したことになる。単価改定について双方が合意した日が合意日となる。
- なお、○月納入分から新単価を適用するというような交渉は、交渉が長引くことにより遡及適用となるおそれがあることから、○月発注分からという交渉を行うことが望ましい。

○ユーザから支払われる代金が減額された場合の下請代金の扱いについて

- ユーザから受けるべき代金が減ったことは、下請事業者の責に帰すべき理由に該当しないため、下請代金の減額を正当化する理由にはならない。したがって、発注時に決定した下請代金を支払う必要がある。

○スケジュールの都合により親事業者が下請事業者の代わりに自ら情報成果物の一部を作成した場合の下請代金の扱いについて

- 下請事業者の責に帰すべき理由（例えば、瑕疵の存在、納期遅れなど）がある際に、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しなどをした場合は、手直しに要した費用を減じることは可能である。ただし、下請事業者の責に帰すべき理由がない場合は、発注後に減額すると下請法違反になる。
- また、親事業者の発注自体に問題（無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとする場合等）がある場合等、納期遅れの原因が親事業者にある場合には、下請代金の減額は認められない。

○年間役務提供契約を締結している場合に、事後的に一定期間を契約対象外とする際の下請代金の扱いについて

- 年間役務提供契約を締結していたが、年度末に一定期間については契約外である旨を通知し、払うべき代金を減額する場合は、下請法違反になる。

○下請代金の端数処理について

- 支払時点において、円未満を四捨五入することは問題ない。
- 支払うべき下請代金の額に円未満の端数があった場合、これを切り捨てて支払ったとしても、下請代金を減ずる行為とはみなされない。例えば、下請代金が 1,008,005 円 80 銭だった場合、下請代金を 1,008,005 円とすることは問題ない。ただし、1,008,000 円とするなど 1 円以上の単位で切り捨てる場合は、下請代金を減ずる行為となる。

2.2.3.5. 下請代金の支払遅延の禁止について

○情報成果物作成委託における受領日の判断方法について

- 情報成果物作成委託についても、検査の有無を問わず親事業者の支配下に置いた時点を受領とする。
- なお、情報成果物作成委託においては、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業指示などを行うために注文した情報成果物を一時的に親事業者の支配下に置く場合がある。
- このとき、①注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、②あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者の支配下に置いた注文品の内容が、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とすることを合意している場合には、その時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしない。
- ただし、発注書面に記載した納期日に親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかに関わらず、当該納期日を受領日とする。

○情報成果物の内容の確認と支払期日の起算日となる受領の関係について

情報成果物作成委託において、3条書面上の納期日より前に、親事業者が委託した情報成果物を支配下に置き、確認終了後に受領したこととする場合について

- 情報成果物の場合、外見だけでは委託内容の確認ができないことから、情報成果物の作成の過程で、親事業者が一時的に成果物を支配下に置いて、その内容を確認することを認めたものであって、検査終了後に受領することを認める趣旨ではない。

○納期日前に情報成果物を一時的に引き渡すことを下請事業者を求める場合について

情報成果物作成委託において、受領前に、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認するため、下請事業者に対し、3条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を持って来るよう指示する場合について

- あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を一時的に支配下においても直ちに受領したことにはならないとされていることから、当該確認を行うために、下請事業者に対し、3条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を一時的に持って来るよう依頼することは問題ない。
- なお、この場合、情報成果物を一時的に持って来るべきことまで3条書面に明記する必要はない。

○情報成果物の検査と納入日の考え方について

受領後に情報成果物の検査の期間が60日を超える場合に、検査終了後に問題がないことが判明した上で下請代金を支払うことについて

- 検査が終了していなくても、情報成果物の受領後60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要がある。

○給付内容確認のための資料提出要求と支払期日の起算点について

プログラムの作成委託において、給付の内容を確認するため、プログラムの納品に併せて下請事業者が最低限の証拠資料（単体テスト結果報告書等）を提出させることとし、プログラムの納品時に証拠資料の提出がない場合には、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととする取扱について

- あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、納期日前において、親事業者が支配下においたプログラムが一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意しており、プログラムの納品に併せて当該確認を行うための証拠資料の提出を求めている場合において、証拠資料の提出が遅れた場合に、

証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしても問題はない（ただし、発注書面に記載した納期日にプログラムが親事業者の支配下にある場合には、内容の確認が終了していなくても発注書面上の納期日が支払期日の起算日となる）。なお、この場合には、委託した給付の内容に証拠資料の提出を含むこととし、発注書面にその旨記載して発注するとともに、証拠資料の作成の対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

○受領した成果物に下請事業者の責による瑕疵等が発見された場合の支払期日の起算点について

受領した成果物に、下請事業者の責による瑕疵等が発見され、やり直しが必要となった場合の支払期日の起算点について

- 支払期日が到来する前に瑕疵等が発見され、やり直しをさせる場合は、やり直しをさせた後の情報成果物の受領日が支払期日の起算日となる。

○下請事業者からの依頼に基づき納入日から60日を超える日付で支払を行う場合

下請事業者から当月納入分を翌月納入分として扱ってほしいと頼まれ、下請代金も翌月納入されたものとみなして支払ったところ、納入日から60日を超えた場合

- 下請事業者との合意の有無に関係なく、下請代金は実際の納入日を基準とした支払期日までに支払わなければならない。

○情報成果物に係る知的財産権のライセンス料の支払う時期について

知的財産権を含む成果物の下請代金をロイヤルティ等の成功報酬で支払う場合において、成果物受領後60日以内に支払うことについて

- 親事業者は、受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となる。
- したがって、このような情報成果物の代金は、情報成果物作成に係る対価と著作権等の知的財産権に係るロイヤルティの2つで構成されていると考えられるので、下請法を遵守するためには、例えば、情報成果物の作成に関する費用を下請代金として受領後60日以内に支払うこととし、事後にロイヤルティ等の成功報酬を支払う方法とすることが考えられる。

○ユーザからの入金遅延と下請代金の支払期日の考え方について

ユーザからの入金がなされていない場合に、支払期日に下請代金を支払わないことについて

- ユーザからの入金が遅れていることは、下請事業者に対して支払期日に下請代金を支払わなくてもよい理由にはならない。

2.2.3.6. 割引困難な手形交付の禁止について

割引困難な手形を手形期間が 120 日を超える手形とする理由・経緯、超えた手形が交付された場合の措置

- 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和 41 年以降、支払手形の手形期間を繊維製品に係る下請取引においては 90 日以内、その他の下請取引については 120 日以内にするように指導してきた。
- 現在では、上記手形期間以内の手形を交付することが商慣習になっており、公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、本法第 4 条第 2 項第 2 号の規定（割引困難な手形の交付の禁止）に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて上記期間内に改善するよう指導している。

2.2.3.7. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止について

○受領した情報成果物のデータを下請事業者に保存させる場合について

受領し終えた情報成果物の記録データなどを、下請事業者に保存させることについて

- 親事業者が下請事業者に対して、自己のために無償でデータ等を保存するよう要請することは、不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがある。

2.2.3.8. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止について

○ユーザの都合で仕様変更が生じたことにより下請事業者に仕様変更を求める場合の注意点

親事業者が、一定の仕様を示して下請事業者に情報成果物の作成を委託していた場合において、ユーザの都合により、途中で仕様に変更されたことを理由に、下請事業者にも仕様の変更を求める場合の注意点について

- 給付の受領前に、発注書面に記載されている仕様を変更し、当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合、親事業者がその費用を全額負担しなければ不当な給付内容の変更に該当する。
- また、仕様の変更により下請事業者の制作着手が遅れる場合において、当初定めた納期を見直しせず無理な納期になっている場合、親事業者は下請事業者が納期に間に合わないことを理由に受領拒否や下請代金の減額を行うことはできない。

○発注内容を変更する場合について

発注内容の削減、発注の取消しを行う場合について

- 発注後に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、かかった費用を負担することなく発注内容や量を変更した場合は、下請法違反となる。また、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに費用を負担しないまま発注を取り消すこと（契約の解除）も同様に下請法違反となる。

○発注後の仕様変更による作業内容の増加が生じた場合の対応方法について

発注後に、仕様の変更があり、作業内容が予定を大幅に上回るような場合の対応方法について

- 当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更該当し、下請法違反となる。

○やり直しを見込んだ価格設定をした場合に、発注書面に記載されていない事項についてやり直しをさせる場合の費用負担について

情報成果物の作成を委託するに当たり、給付を充足する条件を明確に書面に記載することが不可能なため、下請事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、3条書面に記載していない事項についての費用を負担させる場合について

- 当初から下請事業者と十分な協議の上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の想定範囲内でやり直しをさせることは問題ないが、それを理由に3条書面に記載されていない事項について無制限にやり直しができるものではないので、下請代金の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担する必要がある。

○仕様内容を明確化するよう下請事業者から依頼があった場合において親事業者が仕様を明確にしなかった場合に、給付が注文と異なることを理由に無償のやり直しを求める場合について

ユーザを交えた打合せで決定した仕様内容について、下請事業者から委託内容を明確にするよう依頼があったにもかかわらず、親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付が注文と異なることを理由として、無償でやり直しを求める場合について

- この場合、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付が注文と異なることを理由としてやり直し等を求めることは認められない。

○下請事業者との瑕疵担保期間がユーザに対する瑕疵担保期間を上回る場合について

下請事業者との契約に当たり 3 年の瑕疵担保期間を契約している場合において、ユーザに対する瑕疵担保期間は 1 年としている場合について

- ユーザに対する瑕疵担保期間が 1 年を超えない場合は、下請事業者の給付に瑕疵がある場合に親事業者が費用を負担せずにやり直しを求めることができるのは受領後 1 年までである。
- ただし、ユーザに対して 1 年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めているのであれば、当該期間内のやり直しは問題ない。

○発注取り消しを行う場合の費用負担について

親事業者が発注を取り消す際には、下請事業者が当該発注に使用するために要した費用を全額負担する必要があるところ、下請事業者が当該発注に使用するために機器と人員を手配している場合に、下請事業者が解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担することとした場合

- 親事業者が結果として下請事業者が負担することとなった費用をすべて負担すれば、不当な給付内容の変更には該当しない。

2.2.3.9. 報復処置の禁止について

○親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことによって、取引を停止された場合について

- このような場合、親事業者が下請事業者に対して、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした場合には、下請法違反となる

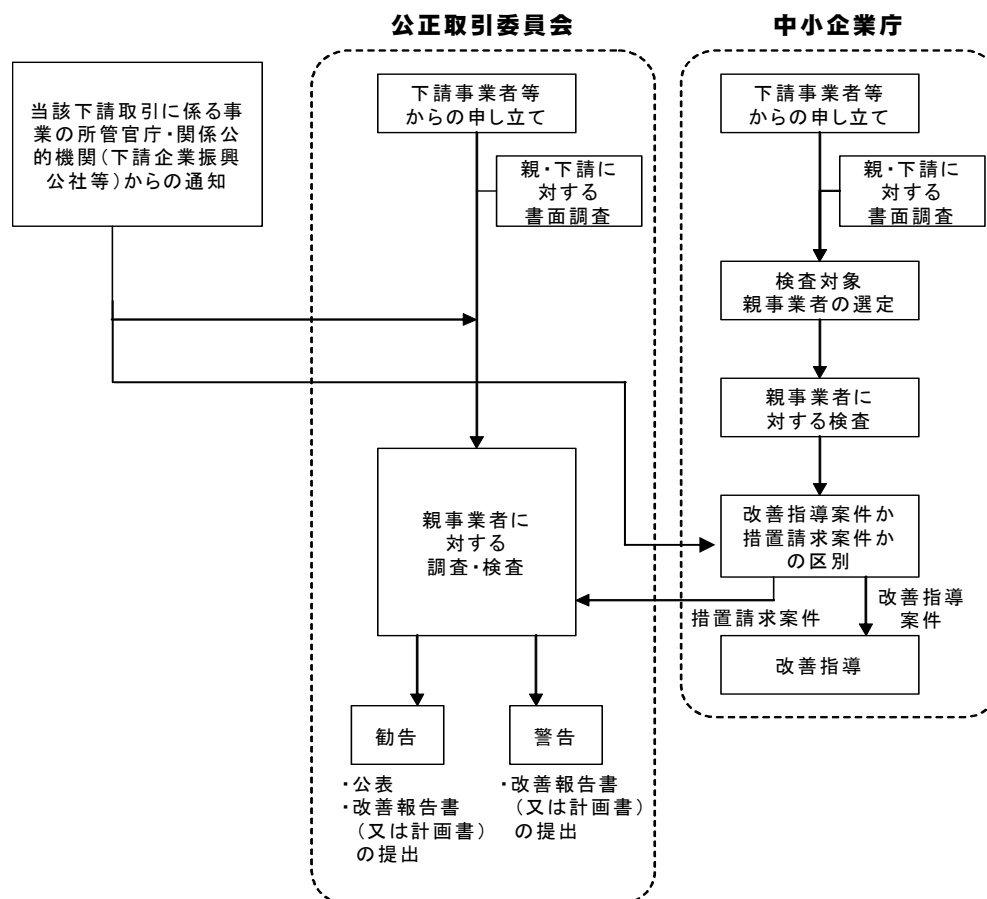
2.2.4. 勧告・罰則などについて

○下請法上の罰則規定について

- 以下の行為に対しては、行為者（担当者）個人が罰せられる他、会社も罰せられることになる（50万円以下の罰金）。
 - ◆書面の交付義務違反
 - ◆書類の作成及び保存義務違反
 - ◆報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
 - ◆立入検査の拒否、妨害、忌避
- その他の違反行為に対しても、違反行為を行っている親事業者に対しては、公正取引委員会から勧告される他、中小企業庁から行政指導が行われる。
- また、公正取引委員会が勧告をした場合は、原則として、違反内容・社名が公表される。

○親事業者が下請法を違反していると考えられる場合の手続きについて

- 公正取引委員会や中小企業庁に対して、違反していると思われる具体的内容を摘示して申し立て（文書、電話）を行うことにより、違反の疑いがあれば、行政が親事業者に対して、調査・検査を行う。
- 具体的な下請法の事件処理は、次のような手順で行われている。



3. 望ましい取引慣行に向けた取組

3.1. 受発注 EDI の活用

- 親事業者には、発注書の交付や受発注内容の記録保存が求められている中、情報サービス・ソフトウェア産業における委託取引において受発注 EDI 等を活用することによる効果は、受発注 EDI の種類によって異なるものの、一般的には、次のようなものであると考えられる。
 - ・統一された受発注 EDI 等によって発注書の交付や受発注内容の記録保存がなされれば、発注書の記載項目も明確な上、その記録保存も容易である。
 - ・代金の支払が、標準化された業務フローの枠組みの中でほぼ自動的に実施されることで、正確かつ迅速に行われることがある。
 - ・業務フローが標準化・自動化されているため、必要な文書が適正に発行される。発注者側・受注者側の情報が共有されることで、発注内容がより明確化され、業務内容に係るトラブルが減少すると考えられる。
- これらの効果を勘案すると、受発注 EDI の導入・活用は、情報サービス・ソフトウェア産業における下請法の遵守や円滑な運用、受発注に係る業務の効率化・トラブルの防止に資するものと考えられる。
- 今後、情報サービス・ソフトウェア産業において、取引業務の最適化を図るため、受発注 EDI 等の購買システムを活用していくことを積極的に進めていくことが必要であると考えられる。

3.2. 情報サービス・ソフトウェアのユーザとベンダの間の取引の適正化

情報サービス・ソフトウェアのユーザとベンダの間の取引（以下、「ユーザ取引」という）については、下請法の適用対象外となっているが、下請法の対象となるベンダ間の取引に対して多大な影響を与える。例えば、ユーザが低い単価を元請企業に押しつけた場合、元請企業がそれ以降の下請企業にも影響を及ぼすことがある。このような取引を行わないようにするために、経済産業省が平成19年4月に策定した「情報システム・モデル取引・契約書」に基づいた契約慣行を行うことが望ましい。

3.2.1. 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」について

- 情報サービス・ソフトウェア業界のユーザ取引について、委託者と受託者がどのような条件で取引するかは、基本的にはそれぞれの自主的な判断にゆだねられるものであるが、委託者が受託者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して、受託者に対し、代金の支払い遅延、代金の減額要請、著しく低い対価での取引の要請、やり直しの要請、協賛金等の負担の要請、商品等の購入要請又は役務の成果物に係る権利等の一方的な取扱いを行う場合には、優越的地位の濫用として問題を生じやすいとされている。
- 詳細については、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会：平成十年三月十七日制定・平成一六年三月三十一日改定）」を参照して、ユーザ取引の適正化を行うことが望ましい。

3.2.2. 「情報システム・モデル取引・契約書」に基づいた契約慣行の推進

- 経済産業省では、「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」（平成18年6月）及び「情報サービス・ソフトウェア産業維新（産業構造審議会情報経済分科会）」（平成18年9月）において契約事項の明確化やユーザ・ベンダ間の取引関係等の可視化が取引の適正化、ソフトウェアの信頼性向上のために必要であると提言されたことを受けて情報サービス・システム取引に係るユーザ・ベンダ間のモデル取引・契約書の策定とその活用に向けた検討を実施した。
- 平成19年1月18日から2月16日まで、パブリックコメントを実施し、4月13日に得られた意見を反映して、最終報告書として、「情報システム・モデル取引・契約書（受託開発（一部企画を含む）、保守運用）＜第一版＞」を公表した。
- 本モデル取引・契約書は情報システム取引の可視化の観点から、役割分担、責任、分担等の契約条件等を文書で明確化すること、仕様の変更についても予めユーザ・ベンダの間で定めた仕様変更手続きに基づいて変更の承認を行うべきことが提言されている。
- 本モデル取引・契約書は直接的には重要インフラ・企業基幹システムの受託開発（一部企画を含む）、保守・運用についての対等に交渉力のあるユーザ・ベンダを対象としたものであるが、このような契約慣行が幅広く行われることで、ユーザ・ベンダ間の取引の適正化、ひいては下請取引についても望ましい取引慣行の確立に資す

るものと期待される。